

傍受令状等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年11月24日

広島県公安委員会

委員長 深 田 成 子

広島県公安委員会規則第13号

傍受令状等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則

傍受令状等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則（平成12年広島県公安委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

本則中「第4条」を「第4条第1項」に改め、本則第1号中「刑事部」を「生活安全部、刑事部、交通部」に改める。

附 則

この公安委員会規則は、刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成28年法律第54号）附則第1条第3号に規定する政令で定める日（平成28年12月1日）から施行する。